

平成 21 年度 第 5 回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成 22 年 2 月 8 日 (月) 1 3 時 0 0 分 ~ 1 4 時 4 5 分

2 場 所 三重県吉田山会館 2 階 206 会議室

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森副委員長、芝崎裕也委員、鈴木宏委員、
南部美智代委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 三重県

(公共事業総合推進本部) 副知事
県土整備部長
(環境森林部) 森林・林業分野総括室長 他
(農水商工部) 農業基盤整備分野総括室長 他
(県土整備部) 流域整備分野総括室長
高速道路・道路企画室長 他
事務局 公共事業総合政策分野総括室長
公共事業運営室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成 21 年度第 5 回三重県公共事業評価審査委員会を開催をいたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

では、座って説明させていただきます。

本審査委員会につきましては原則公開ということで開催をさせていただいております。本日の審議において傍聴を許可をするということによろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。傍聴について許可してもよろしいでしょうか。

(委員のうなずきあり。)

それでは、お入りいただきください。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。では、入室をいただきます。

本日は、10名の委員中7名の委員にご出席をいただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、公共事業総合推進本部の本部長であります江畑副知事からご挨拶申し上げます。

(副知事)

副知事の江畑でございます。

本日は平成21年度第5回目、最後になりますけれども、三重県公共事業評価審査委員会を開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は葛葉委員長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお寒い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度の再評価につきましては、7事業をご審議いただきまして、すべて事業の継続を了承するというご答申をいただいたところでございます。県といたしましても、これらの再評価事業継続とさせていただきますが、委員の皆様方からご審議中にいただきました貴重なご意見をもらいまして、本日、県の対応方針についてご説明をさせていただきます。

次に、事後評価につきましては8事業の対応方針に対しまして、事後評価の妥当性を認めるとのご答申をいただいた事後評価につきましても、評価結果や皆様からのご意見を今後実施する事業計画や実施する事業に反映させていきたいと考えております。

さて、新政権の誕生でコンクリートから人へという政策転換がはかられようとしておるところでございます。公共事業の予算の確保もより厳しくなっております。

しかしながら、本県の道路河川などの整備はまだまだ十分とは言えない水準でございます。県民の安全、安心を確保いたしまして、産業活性化を支えるために引続き社会資本の整備を進めていく必要があるというふうに考えていくところでございます。

また、厳しい雇用経済情勢が続いておりますが、地域の活性化におきまして、公共事業も知恵を絞りながら、選択と集中をはかっていかなければならないというふうに考えているところでございます。こうした中にございまして、委員の皆様方をお願いしております公共事業評価の審査は実施過程の透明性の確保と合わせまして、効率的で効果的な事業を実施するうえで、ますます重要性が増していくものと考えているところでございます。

本日はこの後、環境森林部、農水商工部、県土整備部から事業方針についてご説明をさせていただきますので、これまで同様公共事業に対するご意見を賜りますようお願いいたします。本日もよろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。それでは、議事に入らせていただく前に、本日は葛葉委員長からご挨拶をいただけるとのことでございますので、委員長、よろしく願いをいたします。

(委員長)

委員の皆様が今年1年、非常にこの委員会にお忙しいところ出て来ていただいて、ご審議いただいたということに感謝申し上げたいと思います。

それで、この委員会の条例上どういうことをして、どういう役割を持つてるといことはさておきというとおかしいんですけども、個々の委員の方の感覚としては、私から個々の委員としては、私から見ると、先ほど副知事がおっしゃられたように、各事業の透明性ということ審査、監視させていただくと。要は、簡単に言うと、費用と便益を計算式が毎回出てきて、その便益がおかしな便益の計算をしてないかどうかということをよく見ているというのが、もう非常に簡単に言うと、実質的には毎回そういうことを皆さんそういうことをされてるんだと思います。で、その意義というのは非常に重く思いますけれども、特に今日の場合は、その費用と便益を見させていただいた結果として、毎回答申してきた内容に届く付帯意見をいろいろ付けさせていただいたんですけども、それに対するお答えというのもいただきますので、1年間の総まとめとして、今日、皆様からいただける回答に対して、どうであるかというようなことを審議いただくというのが今日の委員会でありまして、この本年度、最後でありますけれども、最後まで気を抜かずによりしくお願い申し上げます。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、公務の関係で副知事にはここで退席をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、次にお手元の委員会資料の確認をお願いしたいと思います。資料は赤いインデックスで1番から6番までと、青いインデックスで資料編を添付をさせていただきます。

委員の皆様には、本日の資料4を事前にお送りしておりますが、本日はお持ちをいただいているでしょうか。もし、ご持参いただけない場合はおっしゃっていただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは、本日の議事の進め方について、事務局から説明をさせていただきます。

(事務局)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の堤です。

まず、資料1をご覧ください。本日は、資料1の議事次第の2にございますように、今後の事業方針について、これまで委員会でご審議をいただきました事業における事業方針を、資料4の「事業方針書」に基づきまして説明をさせていただきます。

再評価対象事業につきましては、まず、公共事業総合推進本部から全体の対応方針と「各部共通の取組」を説明いたします。次に、環境森林部、県土整備部の順で個々の取組を一括して説明いたします。その後でご質問をお受けしたいと思います。再評価が終わりました時点でいったん休憩をさせていただきます。休憩が終わりましてから、事後評価対象事業につきましては、再評価と同様に公共事業総合推進本部から全体の説明と「各部共通の取組」を説明し、次に、農水商工部、県土整備部の順で個々の取組を一括して説明いたします。その後でご質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議事次第の3「平成22年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について」ということで、資料5に基づきまして事務局より説明させていただきます。

なお、資料の一番最後に青いインデックスで「資料編」を添付いたしております。ここには本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要を掲載しております。あわせてご参照ください。

(公共事業運営室長)

本日の議事の進め方については以上でございます。

それでは、以降の進行につきましては委員長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、分かりました。

委員の皆さん、ただ今のご説明いただいた内容で何かご質問等ございませんでしょうか。なければ、審議を進めさせていただきます。

それでは、議事次第2番の今後の事業方針についてに進みますので、事務局お願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第の2の1)平成21年度公共事業再評価結果における今後の対応、今後の事業方針ということで進めさせていただきます。

まずは公共事業総合推進本部から再評価対象事業の全体の対応方針についてご報告をさせていただきます。

(2) 今後の事業方針について

1) 平成21年度公共事業再評価結果における今後の事業方針

(公共事業総合政策分野総括室長)

どうもいつもお世話になっております。県土整備部で公共事業総合政策分野の総括室長をしております土井です。あわせて公共事業総合推進本部の事務局長も兼務しておりますので、私から資料4の事業方針書に基づきまして、再評価及び事後評価の実施方針について説明をさせていただきます。

それでは、資料の目次を開いていただきますと、委員の皆様方には委員会の意見一覧表を付けさせていただいております。事項書の2ページ目をめくっていただいて、当日配付資料ということで、ここに再評価につきましての、次のページで事後評価のそれぞれの意見を参考までに付けさせていただいておりますので確認いただければと思います。

それでは、2ページで平成21年度公共事業の再評価結果を説明させていただきます。まず、先ほども副知事からありましたように、本年度は計4回の委員会におきまして委員の皆様にご審議いただきまして、先ほどの資料並びにその2ページの資料にありますように、7件の事業についてすべて事業継続を了承するとの答申をいただくとともに、多くの貴重な意見、附帯意見としていただいたところでございます。右側の3ページですが、本県におきまして、今日、ご説明をさせていただきます本事業方針は、各委員会からいただいた意見を踏まえまして、各事業部署で課題を検討し、そのうえで三重県公共事業総合推進本部で協議し決定させていただいたものだということでございます。各事業も基本的には継続を了承していただいたということで、今回方針としては基本的に継続をさせていただきたいと考えておる次第でございます。それぞれの具体的な対応方針につきましては、後ほど各部の担当総括室長から報告させますので、よろしく申し上げます。

まず、私のほうから各部共通の総括意見に対しまして、意見としましての考え方について説明をさせていただきます。6ページを開いていただけますか。ここに再評価等におきましての委員会の総括意見ということで、1番でございますが、「評価を行うにあたり、密接に関連する事業を一体化して評価するなどの方法を将来的には検討されたい。」との意見をいただいたということで、これにつきましては、背景としまして、例えば熊野灘リクリエーション公園等で公園事業と前のほうの海岸事業を合わせて一体的に効果とか、そういうのを検証したり、それとか、河川の改修工事におきまして、内水排水の事業とか、そういうのを一体的に密接、県民にとっては効果が一つのものだから、そういうものを一体的に評価すべきではないかというような意見をいただいたということでございます。

それにつきまして、2番にあります、現在のところ、事業評価はその事業箇所ごとに事業の目的に応じた手法に基づいて個別に評価する制度となっております。異なる事業を同一基準で評価し、総合的な効果の算定を行うように現在のところ、なっていないということで、その手法も確立されていないということでございます。

しかし、委員会でご指摘をいただいたということは非常に重要なことだということで考えておきまして、なお以下ですが、事業を行う際には密接に関連する事業の計画内容や工

程、効果などの整合性を確認・検証するのが重要であるということで、関連する事業についても、当面の間、より詳細な説明ができるようにさせていただきたい。そして、そのうえで、ご意見のように将来的には検討されたいということで、一体的に評価していくことについて、その手法、まずは手法について検討をさせていただきたいというふうに考えとる次第でございます。これが県としての再評価に対する意見の統一的な見解でございます。

以上で私のほうから各部の共通の部分ということで、再評価に関わる部分について説明を終わらせていただきます。

(公共事業運営室長)

続きまして、環境森林部のほうから説明をお願いいたします。

(森林・林業分野総括室長)

環境森林部でございます。資料につきましては8ページをお願いしたいと思います。森林整備事業2路線、県営林道の経ヶ峰線と浅谷越線の2路線をご審査をいただいたところでございます。委員会の意見としまして、事業継続は了承していただきましたんですけども、併せまして「事業効果を発現させるために、本事業を進めるとともに三重の林業振興を目的とした総合的な施策をさらに推進されたい。」との意見をいただいたところでございます。下の4番のところでは再評価対象事業の対応方針というところがございます。両林道の開設が林業経営意欲の向上と森林資源の有効利用に寄与すること。また、間伐等の適正な施業を通じて森林の持つ公益的機能の増進が期待できること。併せまして、観光資源等へのアクセス道や地域の連絡道としての期待も高いことから、コスト縮減と自然環境への配慮に努めながら、早期完成を目指して事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

9ページでございます。事業への対応方針の中の事業の課題でございます。持続的な林業経営を成立させるためには、本事業で骨格となります路線を整備し、支線となります中小規模の林道や、当面する施業を実施するための作業道、作業路を適正に配置し、木材生産が効率的に行える路網の形成が必要となってまいります。課題の解決の方針でございます。路網を形成するための中小規模の林道の整備につきましては、市町等の取組を支援してまいります。また、作業道等につきましては、森林組合等の林業事業体や森林所有者が国、県の造林、間伐等の補助事業や、今年度に造成されました森林整備加速化・林業再生基金を活用しまして開設できるよう、地元での説明会、研修会の開催や、現地での個別指導等の支援を行なってまいりたいと考えております。

三重県の林業の振興のためには、なかなか個々の所有者をまとめていくということが必要になってまいります。そういった個々の所有者のまとめる森林の団地化によりまして、施業を集約化し、路網と高性能林業機械を活用するなどして低コスト林業の実現が必

要となってまいります。

また、従来は柱材を中心とした生産をしてまいりましたが、今後は林地内に放置されました間伐材でありますとか、柱の利用した先端部分の残材をパルプやチップに使うなど、木材をできる限り利用するカスケード利用を推進し、合板、集成材、大型製材工場等へ材を直接搬入しまして、流通経費を削減するなどの取組が必要となってまいります。

このため、本県では今年度から重点事業で「がんばる三重の林業創出事業」というのを立ち上げさせていただいて、いわゆる上流地の山元での対策として、森林の団地化、集約化のためのプランナーをはじめとする人材育成や、路網整備と高性能林業機械の導入により生産基盤の整備を進め、流通に関しても大口の需要先と協定を結んで木材を安定供給できる体制づくりなど、平成 30 年度までに木材生産量をほぼ倍増の 52 万³m³とすることをスローガンに掲げて、総合的な林業振興に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ちなみに本年度の団地化の実績でございますが、ここに書いておりませんが、20 団地の予定を大幅に上回る 48 団地で団地の設定をさせていただきました。また、作業路については 35 路線を予定しておりましたが、55 路線で現在工事を進めておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

では、続きまして県土整備部のほうから説明をお願いいたします。

(高速道・道路企画室長)

総括室長欠席のため代理で出席させていただいてます高速道・道路企画室の湊谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の 12 ページをご覧ください。道路事業の対応方針についてということで、評価対象事業は 3 番の一般国道 25 号 一ツ家バイパスでございます。委員会の意見につきましては、平成 21 年 12 月 25 日に開催されました第 4 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて「残事業の早期完成に向けて、計画的で効率的な事業執行を求める。」との意見をいただきました。省略させていただいて、4 番の再評価対象事業の対応方針でございますが、評価委員会においても事業継続の了承をいただいたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきたいと考えております。

5 番の事業への対応方針でございますが、まず 5 - 1 事業の課題といたしましては、残事業区間の現道は JR 関西本線立体交差部で幅員が狭隘であり線形も悪いうえ、大型運搬車の往来が多く、安全で円滑な通行に大きな支障をきたしているため、早期完成させる必要があります。5 - 2 課題の解決方針でございますが、現在全体事業区間 1.5 km のうち、

平成 19 年度に延長 0.38 k m を供用するなど、これまでに延長 0.9 k m の整備を完了しており、事業進捗率は約 60% となっております。残事業については、J R との立体交差があることから、交差部の工事着手に向けた前後区間の整備を進めるとともに、J R との施工に関する協議や、伊賀市や地元関係機関との連携をはかり、早期完成に向け計画的で効率的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。また、盛土材に他工事からの発生土を活用するなどのコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(流域整備総括室長)

流域整備総括室長の花谷と申します。よろしくお願いいたします。

14 ページ、河川事業の対応方針についてでございます。今回、再評価の審査対象となりましたのは、5 番の三滝川、6 番の朝明川、7 番の芥川の 3 河川事業でございます。これらの事業につきまして、委員会の審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせて「市町の内水排除対策や準用河川整備など、他の主体による事業との連携を密にし、事業推進を図られたい。」とのご意見をいただきました。

4 番の再評価対象事業の対応方針でございますが、再評価の対象となりましたこの 3 河川事業につきましては、浸水被害軽減を目指して事業を継続してまいりたいと考えてます。事業への対応方針でございますが、いただきましたご意見に対する事業の課題としまして、県民は洪水を安全に流下させることはもとより、内水の排除や合流する準用河川の整備など、流域全体での浸水被害防止を求めておりまして、河川事業を推進していくうえでは、内水や準用河川を所管する他の事業主体と連携した治水対策を進める必要があります。このため、課題の解決方針としまして、内水排除対策や準用河川整備事業等他の事業との連携につきましては、必要な箇所におきまして関係機関との協議会の開催等を行いまして、連絡調整を密にして、住民が安心できる総合的な治水対策を目指して更なる取組を進めてまいりたいと考えております。

また、堤防・護岸整備などのハード対策を着実に進めるとともに、住民が迅速かつ的確な避難ができますよう、浸水想定区域図の作成・提供やハザードマップを作成支援、雨量・水位の情報提供など、ソフト対策と併せた治水対策によりまして県民の安全・安心の確保に努めていきたいと考えています。

続きまして、海岸のほうでございますが、16 ページでございます。海岸事業の再評価としまして、8 番 宇治山田港海岸浸食対策事業を再評価審査いただきました。この審査の結果「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせて、「今後、周辺環境や多様な利用形態に配慮しつつ、計画どおりに防災効果が発現されるよう事業を進められたい。」とのご意見をいただきました。

4 番の対応方針でございますが、評価委員会におきましても事業継続の了承をいただき

ました。防災上必要な事業であることから、今後も効率的・効果的な投資に努めるとともに、コスト縮減を図りながら事業を継続して実施していきたいと考えております。

ちょうどいましてご意見に対する事業の課題としましては、宇治山田海岸は、古くから夫婦岩で名高く、白砂青松の名称地「二見浦」として全国的に広く知られており、国指定名勝や伊勢志摩国立公園の特別地域にも指定されております。また、堤防背後には旅館街が広がり多くの観光客で賑わい、当海岸堤防は散策などにも利用されています。そのため、自然災害からの防護効果のみならず、夫婦岩と関連する自然景観や宿泊施設利用者等の海岸利用に配慮した海岸整備を行う必要があります。また、海岸背後には人家が密集し、観光客も含め人口が集中している地域となっていることから、早期に事業完成し防災効果を発現させる必要があります。このため課題の解決方針としまして、当海岸が国立公園内の観光地に位置し恵まれた自然環境にあることや、堤防からの眺望や散策、レクリエーションなどの多様な海岸利用に配慮するために、引き続き地元関係者や関係機関との調整をはかり海岸整備を進めていきます。また、事業の進捗について遅れが生じている状態でございますが、漁業関係者や地元関係者と調整をはかり、よりいっそう効率的な事業進捗をはかるよう努めていきたいと思っております。さらに今後は可能な限りの重点投資を行いまして、計画どおりの事業完了を目指して事業を推進してまいります。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

再評価対象事業の事業方針についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(委員長)

それでは、委員の皆さん、今年度委員会で審査を行いました再評価対象事業の一番最初に共通事項、それから個々の事業について今後の方針を述べていただきましたけども、ただ今の説明で特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。特に今読み上げてくださったような結果に対して、何かコメント、質問ということがありましたらということなんですけれども、順番は特に共通からというわけではなく、随時言っていただければと思いますので、どなたかございませんでしょうか。委員。

(委員)

森林整備事業の林業振興を目的とした総合的な施策に対する課題の解決方針の中の9ページなんですけど、「がんばる三重の林業創出事業」ということで人材育成というのが取上げられてるんですけど、ここの人材育成というのは、いわゆる若手といいますか、20代から30代の人たちを林業に従事するように教育していくという意味なのか。それともUターン、引退後にまた地元に戻ってくる人たちもいたり、高齢者の方で企業を退職されて地元に戻

られる方もおられます。そういう人たちをその林業従事者として育成するという意味なのか。三重の林業を立て直すためには、緊急の問題だと思うんですよ。人材育成というのに時間をかけてる時間をそれほどないと思うんで、そういう意味で何か即効性のあるような人材育成というのはが必要でないかと思います。

(森林・林業分野総括室長)

このプランナーというのは、山をとにかく、例えば間伐をする場所もまとめてくる人や、どれだけ伐って、どこへ出して行くという人を育成するんですけども、奈良県でそういう成功している事例がありまして、そこへ私どもの職員が勉強に行って、今、林業地域で担っている森林組合の職員の中で、中堅層の職員を対象に育成をしていきたいと思っています。あるいはまた、自ら林業を営んでみえる方の中にも、そういった取組をしていただける人をターゲットとして育成していく考えです。

それから、なぜそういうふうの中堅層を対象にするかといいますと、やはり経験も必要になりますし、地元へ入って、いろいろ説明する中では、ある程度年齢のいっておって経験のある方が必要になってまいりますので、今進めておるのはそういったところでございます。

(委員)

ですから、このときの審議のときにもお伺いしたんですけども、大体今、三重県の林業従事者の平均年収は 240 万円ぐらいだということでした。うまくプランを立てて、うまく林業を細々と続けて、より多く、木をつくっていく。林業生産量を倍増の 52 万㎡ということですので、この林業従事者の方の所得もかなり上がることが考えられるんです。中堅層の人々の所得が一番生活のために必要な部分で、各家庭の所得が上昇するスローガンとしてはすごくいいんですが、実際問題、所得が上がらなかつたら、結局、家族を養っていくために転業してしまうということも起こるもので、その辺の所得目標とかはありますか。

(森林・林業分野総括室長)

所得目標を言われて、なかなか難しい部分もあるんですけども。今、問題になっておりますのは、毎年一定量の木が伐られないというところがありまして、そこにも書いておるんですけども、大口の利用先を今かなり具体的に進めております。外国へお渡しするという話を今進めております。ただ、公表はもっと先になると思いますけど。そういう一定量の材木を出して一定量の収入を上げられるというふうには考えております。金額はちょっといくらというのはなかなか出しにくい部分もあるんですけども、そういうとにか売れ先を決めていくと、地域の工場でありますとか、例えば燃料にするとか、いろいろいくつか上がっておりまして、かなりいい感触の企業さんも出てきておりますので、そういったところで需要先を探すことをやっております。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員お願いいたします。

(委員)

私も森林整備事業のほうなんですけども、森林の抱える問題、林業が抱える問題というのは非常に深刻な状況ですが、今も委員の話が出た所得を上げるということで、確か今2,000haぐらいやってないと、多分経営上成り立たないというのをチラッと聞いたことがあるんですけども。2,000町歩なんていうのはちょっと考えられない経営面積だと思うんですけども。それを団地化してやっていくと。個々の収入は今お話のあったような280万円とかそれぐらいだと思うんですけども。

三重県は、結構中山間地区で、山・海岸・中山間地区と分けたなかで、その辺をそれぞれに違った物指しを当てていかなければ、この問題はなかなか解決にいたらないかなというふうを感じる者の1人です。例えば、その中山間地なら、小規模で出していくやり方。ある森林を管理する方の話ですが、もう木が安いので、売ろうと思っても買ってくれない。結局もう陰地が増えてくるので、おっしゃっているような計画をやったり早急に推進していかないと、多分ますます野や山は荒れ果てて、それを後継する人もいなくて、すごい悪循環になると思うんですよ。10年後、20年後を考えると、非常に恐ろしい状態が考えられるので、その辺は、早急にやっていただきたいということと、もう1つ、先だってテレビの特集で、海と山の関係というのが放送されてました。山が荒れてくと非常に有益なプランクトンが海に流れなくて、確か引本浦、尾鷲のほうの特集がされていまして、やはり山を管理しなければ漁獲量も落ちていくっていう、これは科学的に証明されてるようなことをお聞きしてますので、これは農林水産と県土整備の連携事業として、それこそ先ほどから言う、一体的に早急に対処していただけることです。山が荒れて、林業家の所得が減ったというだけの問題ではどうもなさそうなので、その辺も一体化して、ちょっと質問がずれてしまいますけど、今日は総括の部分でお話とのことなんで、海、山、そして県の総合行政ということでぜひやっていただきたい。

まず1つお話したのは、今の林業という業をなさなくなった現状をもう少し精査してほしいこと。あと、山と海と行政の連携という部分で何とか事業の方針をもっと幅広く考えていただきたいっていうことを意見として言わせていただきました。

(森林・林業分野総括室長)

まず、1点目の林業経営の件ですけども、確かに大規模で山林を持ってみえる方と、それ以外の方とみえるんですけど、大部分がその零細な林業家の方なんですけど、そういった方たちの山を集めて、少しでもコストを下げた山へお金を還元していく事業をがんばっているわけです。始まったばかりなんですけど、なかなか好評に進めております。

まず、売れ先が必要になってくるんですけども、ちょっと忘れましたが、合板工場、舞鶴にあるんですけども、そこはロシアのほうから材がなかなか入って来にくくなりまして、そこに一企業さんとは契約結んでおりまして、三重県は協定書を結んだもんですから、優先的に材を使っただいております。これは地域的には津管内の地域と松阪と伊勢管内の地域からそこへ材を出しております。先ほど海外への話をさせていただいたのは、紀州地域から新宮港を活用させていただいて、なかなか木を置かしていただくのは、お金がかかるということですが、少しでも安くやりたいということで、和歌山県さんの協力も得ながらやらしていただくところでございます。

それと、海と山の関係でございますが、森は海の恋人ということで、以前、知床半島は非常に伐採等が進んで海が荒れて、漁業者の方が中心になってコンブとか海草を山へ敷き詰めて山に戻して、今は立派な山になって、また海洋資源が豊漁という情勢も聞いております。また、宮城県でカキの養殖で成功されたのもございまして、これは上流部に広葉樹を植えられて。今は海と山の環境に気づかれて、今はまたカキの養殖も盛んに行われてみえるということで、三重県も森は海の恋人ということで、漁業者の方の協力を得まして、大台山系が中心なんですけども、広葉樹の植栽をやっていただいております。具体的には紀伊長島の三浦漁協さんをはじめ、いくつかの漁協で漁協の上部団体と連携しまして、漁業組合連合会ですか、連合会さんも去年は河内ダムというダムの上でも植栽をしていただきました。いろんなところと連携をさせていただいて、この事業を進めておりますし、今後もしていきたいと思っております。

(委員)

先ほどの輸出の関係ですけど、これは和歌山県と三重県の連携事業みたいな形で考えてよろしいんですか。

(森林・林業分野総括室長)

本当は3県でやりたいなと思ったんですけど、若干三重県が先行しておるような状況でございまして、いずれにしても相手先のボリュームが非常に大きいものですから、奈良県さんとか、和歌山県さんも入ってくださいという話は基本的には進めておりますが、少しまだ乗ってもらってない状況です。

(委員)

もう1つ小規模の林業家のことが少し出ましたけども、ちらっと私がお他県で聞いた話ですと、伐採後にですね、木は安いのはどこでも一緒なんですけども、小規模林業家の方に、伐採後、広葉樹、特にきのこの栽培の材料になるクヌギとかそういったものを、これから植えていくのだというふうな事業をちらっと聞いたことがあるんですけども、三重県のほうはどうなんでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

今考えておりますのは、チップ材が非常にこれから伸びてくるという予測をしています。三重県は林業が先進地でしたので、スギとかヒノキが全国でベスト10に入るぐらい盛んに植林が進んで、人工林化が進んでおるんですけども。また同じようにスギとかヒノキを植えますと、また何十年という時間がかかりますので、今、委員がおっしゃられたように、広葉樹のクヌギとかですと10年、15年で伐採期を迎えると。シイタケの原木にもなりますし、チップ材で有用なのは広葉樹というのを聞いていますので、今、樹種の選定も含めて検討中です。当然、所有者の理解が必要になってくるんですけども、そういう方向へ山づくりをしていく必要があるのかなということで、長い目で検討を進めております。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

先ほど環境森林部の、森林の団地化のところ、当初の計画よりも多い48団地をつくったというような、数字はともかく、予定よりもたくさん事業が進んだということをおっしゃってたんですが、公共事業をやるときに、うまくいったら予定より進むというようなことはあるのでしょうか。つまり、今年はここやります、次はここはできますか、というような公共事業の政策をずっとみてきたので予定よりたくさんできた、というのはどういうシステムになっているのでしょうか、ということをお聞きしたいんですが。

(森林・林業分野総括室長)

林業職員の中で、林業普及指導員というのが各事務所に1人ずつ駐在しておるんですけども、その職員が森林組合の方とかいろいろな方と各地域、夜などに周りましてですね、集会を開いていただいて、目標としては20という数字をかかげてやったんですけども、好評といたしますか、乗っていただいたのが48団地ということでございまして、コンクリート工事等でここからここまでとか範囲が決まっているとかではございませんので、我々としてはたくさんまとまるほどいいわけですし、どんどんそこから新規の団地が出てくるようにはたらきかけていきます。

(委員長)

分かりました。ありがとうございました。

委員お願いいたします。

(委員)

17ページの課題の海岸事業のことで伺います。17ページの5-2のところの「引き続き地元関係者や関係機関との調整をはかり」でありますよね。その具体的にこういうとこ

というのわかりますか。

(流域整備分野総括室長)

背後が二見ヶ浦の旅館街でございますので、旅館組合の方とかですね、組合とか、町、市の関係者ですね、そういったところと協議しながらやっていきたいと。

それから、もう1つは、国立公園の特別区域ですので、環境庁、文化庁との協議もいる格好になります。ですから、手摺等もつくっておりますが、その色合いとか形状とかいったことも、そこら辺との調整もあるということでございます。

(委員)

それはこれからそうしようと思っておりますということですか。それか、旅館組合の具体的にこんなとことていうのを教えてほしい。

(流域整備分野総括室長)

これ延長が長いんですが、二見ヶ浦の近くは既にここで審査していただきましたように、養浜・突堤工事は終わってきておりまして、その上に石張りとかですね、背後は駐車場になっておりますけども、手摺も付けておりますけど、そういったことを協議しながらここまで進めてきておりまして、引き続き、そういう姿勢で順次整備を進めてまいりたいということでございます。

(委員長)

では、他に。委員お願いします。

(委員)

6ページのところで下から4行目のところでは、三重県が先行をしてこういうふうな仕様について検討を伺っていくということなんですが、大体期間的にはどのぐらいの期間を考えてみえるんか、その辺のところを。

(公共事業総合政策分野総括室長)

この評価につきましては、全国的にもまだ例がないと聞いております。それについて、まずいろいろ調べさせていただきます。申し訳ありませんが、今のところは目標ということで、今後検討していきたいということです。当然ご指摘の内容は総合行政を進めていくうえで重要な視点ということで、国においてもそういう動きもあると聞いておりまして、その辺とかみ合わせながら検討していきたいということでございます。

(委員)

情報収集して、これから各県の動きを見てやられるというわけですね。分かりました。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員お願いします。

(委員)

私も今のページと同じなんですが、先ほど委員からお話あったように、海と山の話というのは、実は小学校の教科書ですと当たり前のように出る話なんですよ。4年生の教科書では、森林の管理というのは海に非常に大事だということで、森林組合の組合長さんのインタビューがのっています、そして5年生になると漁師さんが山の植林をしているという話はみんなが知っている話なんです。ですから、そういうふうに子どもを教育されていて、大人の社会だけが変わってないのかというのがあるんですね。今回、こういうような形で、出しているのは非常にありがたい話なんですけども。実際そういうの将来的にまだこれからだという話なんですけど、当座、次年度に県が何らかの工夫をしていたときに、それぞれの部署の説明があったときに、こういうところでこういうふうに工夫をしましたよというのが、何らかの形で分かるようなお話の仕方というか、プレゼンテーションをしていただいたらというのをちょっと考えていただければと思うんですが、そのあたりの可能性はどうでしょうか。

(公共事業総合政策分野総括室長)

ご指摘の総合的な評価というのは非常に難しいという中で、ここに、なお以下の3行にありますように、関連する事業について、事業の目的とか効果を含わせて説明するとか、工程的なものを合わせて説明をするとか、そういう形で一応工夫をしていきたいと思っております。当面は、そのように考えている次第でございます。

(委員)

分かりました、なかなか鈍感なもので、専門的なお話だけですと、何の工夫もしてないんじゃないかと、また言い始めるかもしれないんですが、丁寧な説明をしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

注意させていただきます。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にございませんので、続けて議事次第の2の2の事後評価結果における今

後の事業方針について事務局お願いいたします。

(事務局)

それでは、先ず、公共事業総合推進本部から事後評価対象事業の全体の対応方針について報告をさせていただきます。

2) 平成 21 年度公共事業事後評価結果における今後の事業方針

(公共事業総合政策分野総括室長)

それでは、20 ページをお開きいただくとともに、先ほども説明しました全体の意見等を見ていただきますと、事後評価実事業につきましては、20 ページにありますように 8 件の事後評価をしていただいております。これにつきましては、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認めていただくというような答申をいただいております。ということで、内容について今後の事業計画及び類似の事業に活かしていきたいと考えとる次第でございます。なお他に附帯意見等も個々にありますもので、それについては各部のほうから説明をさせていただくかと思っております。それで、これにつきましても、各部共通ということで 24 ページをお開きいただきたいと思います。まず委員会の総括意見としまして、ここにあります「今後の公共事業の評価においては利用者や住民の意見を十分に把握するため、適切なアンケートの手法、内容、分析方法を検討されたい。」という附帯意見をいただいております。これはどういうことかと言いますと、例えば、海水旅行客へのアンケート調査というのが、海水浴客が夏場しか来ないということで、そのように夏しかアンケートを取ってないとか、利用している人にはアンケートを取ってるけども、利用していない人にはアンケートを取ってない等。それとか、否定的な意見等については対応していないとか、そのようないろいろな総合的な評価、分析はまだまだ少ないんじゃないかというようなご意見をいただいたというふうに解釈しております。

それにつきまして、今後の対応方針ですが、この 2 の 2 行目にありますように、各々事業ごとに内容を設定し、利用者、地域住民や市町などの関係者の満足度や意見を集約していると、そのままって同事業の効果と評価しているということでございます。さらに事業評価では評価結果を今後実施する事業計画、又は事業中の事業に反映させることも目的としておりまして、評価におけるアンケートはこれらを踏まえて行うことも重要だと。これは委員会のご指摘のとおりの見解でございます。

そのことから、今後、利用者や住民の意見を十分に把握するため、肯定的な意見だけではなく否定的な意見について分析することも重要とか、その分析結果を今後の事業の改善に活かせるようにしていくということで、今後は類似事業に活かせるようなアンケートになりますように、委員の貴重なご意見をいただいたということも踏まえまして、同調査の時期や対象、目的に即した項目、多様な角度からの分析、今回ご指導いただいた多様な角

度からの分析からと考えておりました、そのような手法、内容分析方法について、今後早急に検討し、来年度以降、それを活かした評価をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

(事務局)

それでは、次に農水商工部からご説明をお願いします。

(農業基盤整備分野総括室長)

農水商工部の農業基盤整備分野の岩崎です。よろしくお願いします。

それでは、26 ページを見ていただきたいと思います。事後評価をいただきましたのは防災ダム事業 501 番の横山池地区でございます。12 月 25 日に妥当性を認めるとのご答申をいただきました。ただし、附帯意見いただきまして、今後の整備についてもさらなる農業農村振興につながる事業の推進をはかられたいとのご意見をいただきました。

それで、4 番に移りますが、事業への対応といたしましては、これ次の事業と関わりますが、まず、今まで以上に「自然環境に配慮した工事の実施」、「安全対策の実施(ため池への転落防止)」等が求められております。また、今後の営農についても、いわゆる将来の農業経営体制に不安を持ってる方が非常に多いということは、大きな問題になります。また、ため池以外の施設もそうなんですけども、施設の維持管理体制に関する農業者というものがあまして、周辺住民の方の不満が多い。これは次の 28 ページと関連いたしますので、まず、ポツ 1 の自然環境及び安全対策について課題の解決方針を言わせていただきます。いわゆる環境というものに対しては、事業の構想時に行われます環境調査というものを、私ども現在はシステムの的に実施しております。例えば、専門家の有識者の方にお集まりいただきまして、農業の環境アドバイザー委員会なるものを設立させていただきまして、その方々の専門的なご指導と地域住民の参加を求めまして、より自然環境に配慮した工事になるように現在は変更するような制度ができております。今後ともこの制度をますます拡大、かつ質も向上させていきたいというようになっております。また、安全対策につきましても住民の方々の意見をいただきまして、地域の実情に応じた対策を検討してまいりたいと思います。後、ちょっとポツの 2 つ目 3 つ目は次の項目とも重複いたしますので、次の項目につきまして、合わせてご説明申し上げたいと思っています。

では、28 ページを開いてください。これはほ場整備事業の 502 番 漕代地区でございます。この地区におきましても、同じように事業評価の妥当性へのご答申をいただきました。ただし、同様に「今後の整備についても、さらなる振興につながる事業の推進をはかられたい。」とのご意見をいただきました。飛びまして、4 番のほうでございますが、やはり先ほどの防災ダム事業と同じように、環境に配慮、施設の適正な維持管理。それから、この担い手農家の確保・育成した農業振興という 3 点の大きないわゆる農業農村整備事業全般に関わる問題点があるというふうに考えております。ポツの 1 つ目、自然環境等につきま

しては、先ほど申し上げました有識者の方のアドバイザー委員会を通じて、より一層の環境に配慮した事業推進をはかりたいと考えています。

次に、大きな問題の2つ目といたしまして、施設の維持管理につきましては、ここは農家だけではなく、非農家も含めた地域全体の活動組織による、例えば、農地・水・環境保全向上対策というような事業と申しましょうか、活動を系統的に支援しておりまして、現在は県下で約300組織、1万5,000haのこれは大体うちの農振農用地のうちの25%、4分の1ぐらいの地域においては、こういう住民の方、非農家も含めた住民の方による資源の保全活動が行われておりますので、ますますこの活動を積極的に支援していきまして、質的な向上、量的な拡大をはかりたいというふうに考えております。

それから、3番目の問題におきまして、今後どのような形で農村、農業振興に取り組んでいくかということの農業部門でございますが、今後の農業生産基盤の整備は、まずパイプライン化、用水路のパイプライン化を中心に整備をしていただきたい。パイプライン化することによりまして、水資源の効率的な利用とか、水管理の省力化がはかれます。これを担い手農家とか集落営農の育成と、そこへの農地の集積化を積極的に進めまして、農業経営を安定化してまいりたいと考えております。

さらにこのハード部分の整備だけではとてもできませんもので、JAさん、市町さんとか、我々県の営農普及担当と連携をしながら、安全安心な農産物、そして、地域の特産物の振興、それから付加価値をつけた農産物の振興など、農業全体の振興につなげていけるよう、ソフト・ハード一体となった農業・農村振興に務めていきたいと考えているところでございます。

最後に30ページをお開きください。海岸環境整備事業503番三木浦漁港海岸でございます。この事業につきましても、事後評価の妥当性を認めるとのご答申をいただきました。

事業の課題といたしましては、こういうレクリエーション施設でございますので、海岸保全施設としての維持管理に加えて、レクリエーション施設としての清掃とか、環境美化にかかる維持管理のますますの強化が必要だという形で認識しております。今後、解決の方針といたしましては、やはり計画段階から地域住民、市町、各種の団体等と連携いたしまして、地域の財産は地域ぐるみで維持管理していけるような施設づくりや体制づくりに励んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(流域整備分野総括室長)

それでは、海岸事業でございます。32ページでございます。海岸事業も事後評価としまして、今回、3海岸、504番の下箕田、505番の相差、506番の長島港海岸を審査いたしました。それぞれにつきまして事業の効果、今後の課題について事後評価の妥当性を認めるとのご答申をいただきました。海岸事業としまして、下箕田につきましては、これまで緩傾斜護岸や離岸堤、それから相差地区につきましては、人工リーフや養浜、それから長島

港海岸につきましては、突堤・護岸、養浜等を取り組んでまいりました。こういった海岸事業への対応方針の中で、事業の課題としまして、事業完了後のアンケート結果によりますと、大部分の住民から満足との意見をいただいておりますが、一部の住民の方から防災面や利用面での不満の意見もありました。これまで事業実施前には説明を行い、内容や効果について周知を図っておりますが、多様化する住民ニーズに対応しきれてないなどということが原因と考えております。このため、課題の解決方針としまして、一部の住民の方から不満との意見があること、防災面については、実施前だけではなく、実施段階においても内容や効果について十分な住民の方への説明、周知、理解の向上をはかっていきたいと考えております。また、海岸へのアクセスが困難となるなどの利用面につきましては、今後も十分配慮して整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、34 ページ砂防事業でございます。砂防事業の事後評価対象事業としましては、507 番の小高山川、508 番の滝後川の 2 事業でございます。これらの事業につきましても課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認めるとのご答申をいただきました。三重県の土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流、急傾斜等を合わせまして 1 万 6,000 箇所ございまして、全国で 10 番目に多い状況です。また、この保全率は 25% と低い状態になっております。このため、今後も引き続き事業推進をはかっていく必要があると考えております。財政事情も厳しい中でございますが、今後も予想される土砂災害に対して、より効果的、効率的な施設計画や施設整備が求められております。

また、ハード対策には多額の費用と年月を要することから、土砂災害情報の提供等のソフト対策もあわせて進めていく必要があります。このような事業の概要の状況を踏まえまして、ハード対策といたしましては、災害履歴や保全対象の重要性などを勘案しまして、緊急性の高い箇所から着手するなど、より効率的な事業推進に努めるとともに、環境への配慮をしつつコスト縮減にも努めてまいりたいと考えています。

また、土砂災害防止法に基づく区域の指定の促進とか、土砂災害警戒情報の発表、それから土砂災害に関する情報システムの整備など、ソフト対策を進めることによりまして、ハード対策と合わせまして総合的な土砂災害対策により住民の方の安全、安心の確保をはかってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

事後評価対象事業の事業方針についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、委員の皆さん、今年度委員会で審査を行いました事後評価対象事業の共通事項、それから個々の事業について事業方針をご説明いただきましたが、ただ今の説明で何

かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

では、委員お願いします。

(委員)

ほ場整備事業についてですが、実は漕代地区の事後評価の件で欠席はしてたんですけど、この地域出身の学生は私のゼミに複数名おります。複数名おまして、学生にこれを聞いたところ、すべての学生がこの事業を知らなかったわけですね、それはほ場整備のおかげできれいになっとるやろという話をして、その中に、該当地域のいわゆる担い手に該当する学生がいたわけです。担い手として農業をするかって言ったら、しないと言ったわけです。予想どおりの答えが来たわけなんです。何が言いたいかというと、この担い手農家の育成というのは、実は毎年、農業基盤のお話になるといつも出る話なんです。ぼちぼち担い手農家の育成のプログラムというか、その辺を見直していただきたい。つまり、担い手と考えられている大学2年生、3年生のゼミ生にとって、どうしても農業というのは違う分野だと考えています、兼業農家でおやじさんたちを見てたらという子1人おりました。やっぱりしんどそうやという話も出ました。米を作るということの話をしたとき、やっぱり教育、自分らの戒めにもなりますが、教育の部分での欠如というか、そういった学校教育の中でなぜ農業が必要とか、そういう部分が欠けてるのかなと思います。ですので、担い手農家の育成といわれるときに、やっぱり県教委といいますが、地元の該当地域の小学校なり中学校の教育機関との協力体制がないと、いくら農水商工部さんで担い手農家の育成ということを言われたとしても、若い芽のうちにその辺をちゃんと育てていかないといけない、結局20歳ぐらいになっちゃうと、親は農業をしている、土地はある、でもていう話になってしまうので、その辺の担い手農家の育成というのを今後、来年度以降、もうちょっとプログラムの中身を考えていただきたい。毎年同じ言葉が出てくるけども、結局実態としてどうなのかと言われたときに、ちょっと疑問になりますので、もう少し県教委なり関係部署と連携してもらってやってもらったほうがいいのかなと思います。

(農業基盤整備分野総括室長)

私どももなかなか担い手育成が、結構進んではおるんですが、やはりもっと大きな目標値として若干目標値に達しておりません。委員おっしゃるような実態はございます。また、県教委さんと私どもの連携、これは今後していきたいと思いますが、既に実は当日のご説明のときにもあります農地・水・環境保全向上対策の中で、地元の一般の指導者、リーダー的な方が学校教育との連携ということで、農作業体験とか、溝さらい体験とか生き物調査とか、そういう形でもう少し顔の分かったあそこのおじちゃんという方と一緒にですね、その活動は今、おかげ様で爆発的とは申しませんが、かなりの勢いで広まっております。委員おっしゃるように、やはり子どもときの体験というのは私は非常に大切だというふうに考えておりますもので、今後、この各今申しました300組織で説明会が、こういう活

動が行われております。その中で必ずこういう子どもとの連携、学校教育との連携というのはかなりの割合で占めております。今、その集計も出ておりますので、そういう地域を中心にですね、私、多分濃淡もいろいろも出てくると思いますので、ぜひ積極的にそういうものを集計してですね、教育委員会さんとももう少しマニュアル的な、できれば安心して先生方が取り組めるような形でしていきたいというふうに考えております。

子どもはそうなんですけど、申し上げた担い手の育成ということでございますが、私も、いろいろこれは私も説明もいただいたんですけども、いろいろな地域地域によって担い手というのは形式が違います。例えば、一人のお百姓さんが、非常に積極的に家族経営を展開されて 20ha、30haをいっぺんにやるという認定農家方式と申しますか、そういうすごい、自分で作る、自分で販売先も見つけてくる。こういうマーケティングもやってマネージングもする。そういう農家さんもあれば、そこまではなかなか大変だよなっていうことで、集落的に集まってやろうかということで、みんなが得意分野を使ってやればええ。それは、先ほどもちょっと話出ました、会社を辞めたOBでもいい、若い方でもいい、それぞれの自分の得意分野を活かしてみんなでやろうという、いわゆる集落営農方式というのが1つ。

それからもう1つ、それが発展しますと、農業生産法人、いわゆる会社となる。株式会社、有限会社となって、その地域から、他の地域からトラクターの運転手を呼んで来て売れ先を見つけていくというような、いろんな地域によって、私ども総括して担い手育成とは呼んでおりますが、今申し上げました会社方式、集団方式、個人方式、これはそれぞれの地域の特徴に応じて、その地域に合った形で農業振興につなげていただけるように、今日はちょっと私資料ないですけど、いろんな支援策、ソフト策もこのハード事業と一緒にやって支援させていただいております。

(委員)

1点目の私の疑問は、小学校、中学校という中で、イベント的ではなくて継続的に何か植えつけられるようなものが何あったほうがいいのではないかなということと松阪の東部地区の子らを見てると非常に実感しました。

それから、2点目は、総括室長が言われたのは、多分短期的に5年、10年だと、今の現役世代の人たちが産業として所得を得る手段としての政策としてはそれでいいと思うんですけども、私はずっと先ほどから申し上げてるのは、小学生・中学生とか、いわゆる20年先、30年先にもほ場整備したところは残るわけですので、30年、50年先の担い手をどうつくっていくのかということを考えていけないと思います。結局また同じことの繰返しになってしまって、畑や田んぼが荒れてしまうということになると思います。20年30年先に、その部分の短期的な担い手育成という部分と、長期的な担い手の育成という2つがあるんじゃないのかなということを申し上げたかったんですけども。

(農業基盤整備分野総括室長)

今後とも、おっしゃった継続的な活動、やっぱり私これが一番大切だと考えております。やっぱりなかなか小学生、中学生が1週間に1回出てこいとかいう形は、実際大変だということも聞いております。旧多気町や勢和村で非常にあそこはすごい活動をやってみえませんが、あそこも初めはこれだけちょっとやろうかと、アジサイだけ植えてくれる、次はこれとこれやってくれるという形で、やはり継続的な活動になる中、かなり地域の方が快くやってくれていますが、その方向性は、改めて私、今日ご意見いただきまして再認識させていただきまして、そういう形で継続的な活動に発展するように、今後とも見守っていきたいというふうに考えております。それで、それを30年、50年先の本当に担い手さんにつながるっていくということが、私も実は重要だと思っています。ただし、ちょっとあれですけど、やっぱり魅力がないとやってももらえないわけなんですよね。語弊あります。例えば、じゃ、熊野はどうすんのやということ、いろいろご指摘もありますけど、やはり収入はともかく、例えば、都市並みの収入は得られないと言われることは大変難しいと思いますが、やはり気楽に一人で農家やって、一人で作って、一人で売り先見つけて、これ大変なんですよ。本当みんなやってるように、すごい方たくさんおみえになりますけども。僕みたいな怠け者というか、能力のないものを基準にしますとね、例えば会社があって、そこへ入って農業やらしているのもありかなと。すごい人だったら農業をやるんじゃないかと、私のような本当に不心得者らでも、仕事もええ、就職もあれやし、ここでさしてという展開になるような組織を作っていくことも大切かなと考えております。しかし、やはり長い目で見て、いろんな方策をやりたい、進めていきたいけども、私としては気楽にできる、しかもある程度生活が保障できるような農業ができるような体制が将来的につながっていくんじゃないかなと、これ私ども個人意見として述べさせていただきました。そういうふうに考えております。ありがとうございました。

(委員長)

委員。

(委員)

すいません。一応この2人兼業農家でございます。まず、回答が少し残念なのが、多分私が思うように無理な質問だと思うんですけど、農業そのものがもうからないという認識が行政の中にあると。残念ながら私も何人か行政の友達がいるんです。特に県の職員の友達もいますけども、職員自ら農業あかんぞという、これは絶対言わないでください。農業経営指数、指標という指数、全部去年も資料として最後に提出していただいたんですけども。今なんかは米の生産農家の大体経営指数が40町歩を超えていますよね。個人で40町歩を持ちえるなんていうのは確かに困難なんですけども、要するに経営的に成り立つ運用経営ということと、今の室長さんがおっしゃった楽しく農業をやるというのは、やっぱり先ほど

も言いましたけども、物差しが違うんです。1つの物差しで当てようとするとう無理がある。

そして私も、来週、農業委員もやっていますんで、新しい農地法の研修会に行くわけなんですけども、また農地法変わりますよね。だから多分委員が先ほど言ったのは、今のままだと三重県にある耕作面積の維持が不可能になりますよという警告をおっしゃったかと思うんですけども。楽しい農業とはなかなかその意識はできないんですよ。素人の方とか、会社員を辞めた方で、もう一緒にみんなワイワイと農業をやる。これは一つの手法としてはいいんです、それは一つの手法なんです。

だから、今ある三重県の農地を全て今後10年、20年先まで維持していこうと思うと、やはりもっと先を考えなきゃならないということだと思うんです。例えば、先ほど環境森林部の説明がありましたけども、森林は今非常に厳しいと。山が本当に荒れていく、どうしようかっていったときに、どこがやってるかを僕はお聞きしませんでしたけども、海外へ木をチップにして輸出しようって。これ行政がもし営業活動をやったら、すばらしいことを三重県はやってるなと思うんですよ。

じゃ、農水商工部、何営業やってるのかということになると、同じ行政組織の中で、片や林業のほうは、もし今の新興国に対して林業できないからといって、その新興国にチップを輸出するなんてことはすごい努力だと思うんですよ。農水商工部も何かしなければならんのではないかっていう気は、正直言って僕の農家としての一意見としてではなく、多分これからの三重県の農地を考えるうえでは、重要なメッセージになってほしいなというふうになると思う。というのは10年、20年先、今の農地法でまとめて、耕作地の維持管理も難しいんじゃないかなというふうに、先ほどの回答を聞いて感じましたので、私なりの意見を言わさせていただきました。

(委員)

先ほど、子どもの教育方針について、大阪のほうでちょっと聞いたんですが、22年度から中学校やったか小学校の技術家庭の時間に、命の大切さや食の大切さを学ぶために授業時間にそれを入れるということを知りたくて聞いていたんですが、三重県のほうもやっぱり聞いていただいて、そういうのはきっと国全体の方針だと思いますので、そういうのに積極的に農水商工部が動いていただきまして、小学校や中学校にこちらのほうから声をかけて、こういう自然の大切さや命の大切さを小さいときから教えていくというのも一つですし、まず、私たちがしなくてはならないのは、地域やその各市町の小学校の子に対してでも、本当に負担をいただいている地元の物をいただいている安心・安全と、お野菜でも生きているんだよと、そういう命をみんないただいているから元気に育っているんだよということは、地元の者がどんどん向こうから来るのを待ってるのではなくって、こちらから学校のほうへ教育というんですか、お話を聞いてもらいに行くような積極的な働きかけも必要かと思うんです。本当に幼児時代の味覚というのは一番大事だと思いますので、忙しいお母さんばかりですから、やっぱり日本人として生まれてきたからには、お米がやっぱり主食と

いうことを伝えていくのは、農業の私たちの役割かなとも思いますし。

それに関連して、今は戸別補助が出ておりますが、この戸別補助が出なくなったときに、乗り切っていけるような農業施策を農水商工部と私たちとで、これからずっと先のことを考えていくのが、先ほど言われた 10 年先、20 年先の農業を考えるうえで大事なことかなとは思っています。行政側が子どもに対してそういう接し方するのが、今私はさし当たって頭はないんですが、またいい方法があったらいろんな委員さんからの声も聞いて、個々に帰っている方々にお伝えしたいと思いますので、皆様方、またよろしく願います。

(農業基盤整備分野総括室長)

私の言い方に誤解がありまして申し訳ございません。私、農業を楽しくという意味じゃなくて、今言いましたように、自分で例えば 40ha、30ha やって見える方の、これは私ども、これは今までどおり支援してまいります。今後も支援します。これは全然変わりありません。

ただ、私、その方々だけでは三重県の農地、日本の農地を守れないと思います。自分でマネジメントができる農家なんて、それはその方が例えば、全国、三重県でもいいですわ、4分の1の農家、農地は守れますよと。そんな方ばっかじゃないんですよ。実際やってみえる方は。僕は今まで認定農家とか集落営農を支援していくことは当たり前の話。でも、それだけじゃ面積的に足りない。じゃ、どうしていくかということ、ちょっと言い方が誤解をお与えしましたけれども、私みたいな中途半端な者でも、誰か、会社でもよろしいわ、集落でもいいです。そういうそれぞれの道の非常に熟達した有識者がみえるところで気楽に就職できる、そういうシステムを作っていないと、三重県でいうと、たった6万ha、そんなとこなんか、絶対すごい方だけではすごいんです。だから、今いろんな情報入ってきてます。今、委員さん方おっしゃったような活動、皆やってる方たくさんおみえです。その方々は支援していく。でも、それだけじゃ足りないんじゃないかというのは、私どもほ場整備とかいろんな事業、農林事業をさしていただいとる元なんです。やはり面的広がり、質的な向上を目指す、ボリュームというのが農業に必要なってきます。でも、先生方のおっしゃってることも私も全く同感です。いろんな取組があると思いますけど、今、私が賭けておるのは、そういう若い人が、もちろん、そんなに専門的な研修やらなくても入って来れる農業も、やはり面的拡大を図るうえでは一つの手法だと思って、私はそれもあれもこれもと言うて何もできなくなるっていうようことにならないようにがんばりたいということ。何もご意見そのとおりだと思っております。

それから、部として営業してないかと言や、全然そんなことございません。例えば、海外輸出ですと、昨日、記事になったと思うんですけど、南紀のほうの方がミカンは今、タイのバンコクへ売り込みに行ってみえます。その他ですね、東京でのいろいろ新聞に載ってます三重県の味覚の試食会とか、観光と連携した形のそういう特産品のフェアとか、試食会とか、観光の案内とか、出口、いわゆる 60 歳の方が出口に関してもいろんなことをさ

していただいております。僕も知識がそれほどありませんけども、そういう活動を、東京のデパートとか、いろんな形でPRはさしていただいております。ものすごく熱心にしておるところでございまして、それでもいま一つ、今からもう一つがんばらないと、今までの壁が破れないかという形で非常に苦慮しているところでございます。

それから、子どもさん方の学校教育、今いただきましたご意見は、僕の今まで考えていたことよりははるかに深いところでお考えだと思います。ご意見参考にして、言いました学校への取組、行政で短期的には学校への提案とかを、農地・水なんかの支援組織との間を取り持つような形になるかと思いますが、積極的に進めて、よりこれも広範囲で広めていきたいと思います。特にやっぱりそういう味覚のほう、僕も、支援のときになんかその食品のおいしさというのを忘れないような形で、どんな形で彼ら、彼女らに分かっていただけるかというの、もう少し私も考えていきたいと思ひますし、その点等を踏まえて教育委員会へも提案したいなというふうに考えました。今後、これは支援さしていただきたいと思っております。

そして、戸別補償も今、民主党さんのほうで提案されまして、普通の農家で普通に働いておれば食べていくような補償をしようやないかという形でされました。戸別所得補償制度、一定の評価を私共もしております。今、やってみえる農家の方、農業に携わる方はこれで一息多少でもつけるのではないかとと思っておりますが、やはり長期的にはこれは私は、林業さんも同じですけども、集団化なり、組織化ちゅうのを若干遅くなるような気もしないではありません。しかし、そうも言うておれませんが、その戸別所得補償も有効に活用しながら、将来に向けた集団化、それから専門化、それから民間の仕事の部分もちょっとありますけど、気楽にできる農業、両方含めた形でこの所得補償制度を活用しながら、更なる振興につなげていきたいと考えております。最後はちょっと見落とししましたけど、がんばりたいと思ひます。

(委員長)

それでは、委員。

(委員)

総括室長の思いがよく分かったんですけども。兼業農家を進路選択するというのが僕らが学生に言った話なんです。兼業農家の楽しみっていうのは、例えば、学校の先生も兼業農家の人多いと思うんですね。県職員の方もそうだと思いますし、南勢の人たちもかなり兼業農家の方多いと思うんで、そういう楽しみなどが伝われば、大学生4年生になり、4年といっても実際は3年の10月から就職活動が始まりますので、進路指導という言い方よりは、彼らの職業選択の中に兼業農家もあるんだというのを植えつけていかないと、担い手というものが選択できない。だから、先ほどいわれた農事法人への就職っていうのも一つの進路選択です。農協への就職というのもそうです。例えば、民間企業に務めて休みの

日に田んぼを耕して米を作る。畑でキャベツを作るというのも一つの進路選択だと思うんですね。だから、総括室長が言われているのはすごくよく分かるし、私もそうだと思うんですけども、そのときにそれを、今学生を見てても就職の選択が本当に早いんですね。多分お子さんたちがいらっしゃる方だと分かると思うんですが、大学の選択の時点でも学部を選ばなくてはいけない。大学に入学すると、もう次の進路選択、もう文系だったら民間企業へ行くのか学校の先生になるのか公務員になるのか。その中で全然兼業農家という感覚がないんですね。そうすると、じゃ、どうなる。高卒の人たちは、じゃ、どうなのと。仕事が忙しいと言われると兼業農家も難しいとなってしまう。そうすると、もう兼業農家が農家の担い手の大部分だと思うんですけど、その部分はないんで、それで先ほど話をちょっと申し上げさせてもらったりしたんです。だから、小学校、中学校の先生だって兼業農家いるんで、その先生が普通に教室の中で田んぼはいいとか、兼業農家の楽しいところを言ってくれるだけでも、うちも僕も兼業農家でいいと思ってくれれば、農家の担い手はできるわけです。そういう意味でも県教委とのタイアップっていうのは必要なのかなというふうに感じて質問させていただきました。

(委員長)

はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。

委員。

(委員)

農水商工部なんかどうかは分からないんですが、新規営農者の他府県から来たいって気楽に来てくれるんですが、大きなほ場整備事業の中でする人は何人も要るんですが。ただ、自分の土地を持たないで人の土地を借りるから、ああしたわ、もうからんわ、何年か契約したけどこんなかなわんわ、もうさいならって、そんなんもう四六時中そういう事例のほうが多いです。定着して人の土地を借りてしてる人は、段々と自分の土地でも買って伸びていきますが、大体中途半端で知らん間に来たわ、知らん間に出たわっていうのが多いから、もし新規営農者を県のほうが市町のほうなんかでも、発生しましたわって言われても、ある程度厳しい目で選択しないと、どこのだれか分からん者が来て勝手に小屋建ててるわ。そんなとこ建てたらあかんで注意しても、勝手に建ててるわ。後で始末書書いてもらわなあかんわ。そういうルールを知らないし、ごく農業は誰でも簡単にできるわ、ある程度もうかるわいう、そういう気軽に農業に入ってもらいたくないんです。先ほど言われたもうかる農業も大事ですが、ちょっと委員に反論するようですが、私は自分が楽しんで徹底した農業をするけど、そんな農業やなくてもある程度食べていけたらいい、そういう人もたくさんおってくれるのも、確かに小さな農家の寄り集まりというんですか、地元でそんな人もたくさんいらっしゃいますので、長続きする農業をできる人を新規営農者に迎えるんやったら、そういう調整も県のほうでしていただけたら、あんまり気楽に農業を就職先って

思わないで欲しいんです。

（農業基盤整備分野総括室長）

確かに昨今の経済対策の一環として、農業への就職ということでいろんな方に来ていただきました。その中でなかなか定着する方も多くないとは聞いてます。一応、私ども、来年度から農林水産支援センターというところでは少しサービスでやるっていう体制でいくんですけども、現実には離農者の方が多いというのも聞いております。

私申し上げたのはね、どうもすいません、食い違いです。気楽に入って欲しい。それは例えば法人に入る、会社に入る。そうすれば、そこにリーダーがみえる。だから、そこで一からきちっと教えてもらえる。それは、定住でもいいし、実際 OJT でもいいし、そういう形の指導者の方がみえると、私とても気楽にね、自分一人で農業できないと思ってます。はっきり申し上げて。そんな甘いもんじゃないと私理解しておりますもので、それで、新規農業者で定着もせず転職してく。実はもうちょっと辛抱、長い目で見ていただきたい。そうせんと、どんどんやっぱり定着する方は必ず増えてくるやろと思ってます。ただ、先ほど申し上げた違反については厳しく、どうしようもないんですけど、いろんな法律で規制はしますけれども、一つ甘く考えて入ってみえる方もおるかもしれないし、やはりそこには適切なリーダーなり教育者が、教えてもらえる方がいないと育っていかないというのもよく分かります。が、一つ長い目で見てあげてください。続く方も必ずおみえになると思います。すいませんがお願いします。

（委員）

農地法が出ましたんで、今の関連で、やはりその新規就農者の含めてですけども、新農地法のうで、多分企業さんが農地を求めて入ってくると思うんです。北海道の僕の友人の周辺でも、かなり有名な企業さんが新規でトマトの栽培とか結構取り組んできてます。実は私のほうの関係の中でも、ハワイでしたか、ドールという会社も少し話があったりしますが、農業関係団体とかそういったところだったほうが、今のように真っ直ぐ、明日になったらもういなかったなんていうことはまずないと思うんですけども。やはりそういう企業さんの部分に関しては、農地法がまた改定されたということでできてくるんですけども、やはりそういった精査を、結構農地が今後余ってくる中で、そういったその企業は三重県で農業をするには非常に・・・おうが、この基盤整備したところに多分ほとんどの企業さんは相当な面積を利用収集計画という名のもとで、多分借りたり買ったりという形になってくるんだと思うんですけど、そういう部分でもやはり今後注意していただきたいなというふうに思います。

（農業基盤整備分野総括室長）

農地法の改正によりまして、別に農業生産法人とかいう法人じゃなくても、一般の法

人でも農業に参入することができるようになりました。ただし、一般の法人では農地を取得することができません。かなり20年ぐらい、長期まで緩んだんですけども、彼らは土地を借りて、そこで農業を営むという形の法律でございます。その一定の規制はございます。

それからもう1つは、これにもし違反した場合は、最高今まで300万円でしたが、最高1億円までの罰則を科しまして、非常に厳しい監視体制が敷かれることになりました。でも、今度はやっぱり今の政府の方針は入口を規制しないという一つの方針がございます。しかし、私ども行政サイド以下、そうも言うとはれませんが、5条3条に基づく企業の農業参入があった場合は、いろんなネットワークをいたしまして、やはり慎重に判断していきたいと考えております。それしか今のところは。ただ、最初はこころみつつあるということだけご理解いただきたいと思っております。

(委員長)

では、他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

では、無いようですので、議事を次に進めていただきます。

議事次第3番について、事務局お願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第3 平成22年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について、事務局から説明をいたします。

(3) 平成22年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について

(事務局)

それでは、資料5をご覧ください。平成22年度公共事業再評価対象事業一覧表(予定)でございます。再評価対象事業の県事業につきましては、再評価事業の再評価実施後一定期間が経過している事業煮につきましては6件、再評価理由の社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業につきましては4件、合わせて10件を予定しております。

なお、市町等事業につきましては、次の裏のページになりますが、裏の2ページにありますように、流域下水道事業関連で2市1町の3事業について、県事業と合わせてご審議をお願いする予定でございます。

次に、資料6をご覧ください。平成22年度三重県公共事業事後評価対象事業一覧表(予定)でございます。こちらにございますように501番から507番まで合わせて7件の事後評価を予定しております。来年度の諮問予定案件につきましては以上でございます。

(委員長)

委員の皆さん、来年度の審議案件の予定につきまして、ただ今の発言で何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

特に無いようですので、事務局、何かございますでしょうか。

(公共事業運営室長)

特にございません。

(委員長)

無いようですので、これで今日の議事を終了したいと思います。本年度の再評価及び事後評価の事業方針と、来年度の予定をお聞きしましたので、ここで委員長から全体の総括をさせていただきますということになっております。

ただ今、ちょうど農水商工部関係のところで熱い議論があったと思いますけれども、議論というか、ご意見いろいろいただいたんですけど、ここの委員会の非常にいいところは、特別の経済とか土木やとか建築をやっている人ではないんだけど、利益代表という意味ではなくて、地域だとか、簡単に言うと、農業をやってらっしゃる方から非常に現場のストレートな意見が出てくるというのが非常に望ましいと。それもある・・・から一番最初にお話しましたように、メリット、コストそういうものを評価するという面もあります。そういうことをずっと今年やってきて、恐らくすぐには変わらないだろうと皆さん委員がそう思いながらも、行政の縦割りをある程度は横の事業も関連事業とリンクさせながらということもやってくださいと言いながら、すぐに「はい、やります。」という答えが返ってこないのは、こちらもよう分かっているわけで、そこらあたり、やっぱり毎年のことを言うてきて、・・・に影響していくのが大事だろうなというので言わせていただきました。

それに対していただいたご回答は、まずは手法の研究をしますということをお願いしたので、それは大きな進歩だと思いますし、これで国のほうが今ごたごたしております、この後、どんなシステムになるかが、国のシステムではなくって、国からどういう指令が来て、指令ちゅうたら県の人に失礼なんですけれども、県と国との関係がよく、ここがまたどうなって、じゃ、ここの委員会がどういうことをするのかというの、もしかしたらまた変わるかもしれませんし、こういう何も分からんような状態でとりあえずはその部分に関しては、その部分というのは、ある程度横の事業とリンクさせながらという部分に関してはいいようになるというようなことを期待しつつ、事務局にはそのあたりの現業をやっていただければと思います。

私からは以上ですけれども、他の方は何かコメントとかおありでしょうか。

それでは、これで終わらせていただきますが、事務局お願いいたします。

(公共事業運営室長)

委員長、本日の進行ありがとうございました。また、委員の皆様方、1年間どうもありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、公共事業総合推進本部の副本部長であります北川県土整備部長からごあいさつを申し上げます。

(県土整備部長)

委員の皆様方、1年間本当にありがとうございました。お忙しい方々ですのに長時間議論をいただきまして本当にありがとうございました。

私、最近思ってますことは2点ほどございます。何のことかといいますと、新政権になりまして、公共事業を取り巻く情勢、大きく変わってきております。その中でもこの委員会に関係することで2点、私意識しておるんですが、まず1点目、公共事業の予算が削減されてます。これはハードからソフトへということで、補助事業も前年度比較15%から20%ぐらい減です。その中で、この委員会でやっていただきますように、限られた予算の中でいかに効果的、効率的に事業をやるのか。それぐらい費用対効果のことでやっぴりますますシビアに見てかないかと。その視点で行なうだけじゃなくて、違う視点の効果というのがなおいいたと思ってます。

それと、もう1点、公共事業をもって、行政そのものなんですけども、ほとんど地域主権というか、地域に任そうという動きが出ております。具体的には民主党の唱えている一括交付金となり補助事業はもう全部なくして、まとめてどんっとやるから、各県で考えてやれと、そういうような方向を出しています。国土交通省でも農水省でもどちらもそうですが、もう一部交付金化すると。もう国交省でもほとんどの補助事業は交付金化すると。ただし、まだ全部まとめてにはならないんですけど、今、国交省の話では、いろんな事業があるのを4分野ずつぐらいに分けて、それぞれの中で自由に行き来できるというんですか、あるいはソフトも組み合わせでできるような、そんな事業の交付金にしようという、考えが出てきています。

そうなってくると、ここの委員会で先生方がいわゆる視点というか、県民の視点の中でハードソフト部分だけ目的のためにどういうふうにやったらいい効果が出るかと、そういう観点でこれから事業をやってかなきゃならないか。この前、私もはっきり言ってハードのものばかりつくって、ものをつくるのが目的というか、ものをつくったら、それで事業目的で達成されたと思っただですが、そうじゃないというふうな事業の仕組み自体が、そういう今までとやり方が変わってくる時代だと思っっています。ますますこの意味での皆様のご意見を本当に受け止めて事業に生かしていかなければいけない時代になったのかなと思っっています。

来年度以降もまたいろいろ先ほどお願いしましたような案件ございます。これまでで

上に拾い視点というか、いろんな観点でご意見いただけたらなと。それをまた事業に生かしていきたいと思っておりますので、本当にありがとうございました。

(4) 閉会

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして平成 21 年度第 5 回三重県公共事業評価委員会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方、1 年間どうもありがとうございました。